

令和健康科学大学健康支援センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康支援センター規程第3条第2項の規定に基づき、健康支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、健康支援センター(以下「センター」という。)の管理運営に関する次の事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事項
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者からセンター長が委嘱する。

- (1) 副センター長
- (2) センターにおける部門の長
- (3) センターに所属する職員
- (4) 各学部の教授、准教授、講師のうち学長が指名した者
- (5) 大学事務長
- (6) その他センター長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条第1号から第3号及び5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。